

1 策定の趣旨（第1章）

- 今後、東日本大震災津波と同様の災害が発生した場合には、県においても利用できる資源に制約が生じることが容易に想定。
- 県は、災害発生後、迅速かつ的確に「応急業務」を実施する一方、「継続の必要性の高い通常業務」を災害発生時においても継続的に実施していくことが必要。
- このため、災害時において、必要とされるヒト・モノ等の資源を効果的、効率的に活用し、優先して実施すべき「非常時優先業務」を適切に実施できるよう、災害時業務継続計画を策定するもの。

2 業務継続の基本方針（第1章）

- (1) 災害応急対策を中心とした非常時優先業務を優先的に実施**
- ・ 県民の生命、生活及び財産の保護を最優先。
 - ・ 被害の拡大防止とともに、災害応急対策を中心とした非常時優先業務を優先的に実施。
- (2) 非常時優先業務以外の通常業務は休止等**
- 非常時優先業務以外の通常業務は、発災後しばらくの間、積極的に休止等。
- (3) 人員、資機材等の資源の確保・配分に当たっては全庁横断的に調整**
- 限られた資源を最大限に有効活用するため、全庁横断的に調整。

3 災害時業務継続計画の対象（第1章）

- (1) 庁舎・組織の範囲**
- 本庁舎を対象に、本庁舎で業務を行っている組織を対象。
- (2) 非常時優先業務の範囲**
- 非常時優先業務とは、下記に掲げる業務をいう。
- 発災後直ちに実施すべき「災害応急対策業務」
 - 優先度の高い「災害復旧・復興業務」
 - 「発災後新たに発生する業務」
 - 「通常業務のうち業務継続の優先度の高い業務」

4 計画の主な内容

第1章 災害時業務継続計画の基本的な考え方

- 計画策定の趣旨、業務継続の基本方針、計画の対象等を規定（上記1～3記載のとおり）

第2章 想定する災害及び被害想定

- この計画において想定する災害を規定
 - ・ 地震災害（内陸直下型地震）を想定災害とし、想定最大震度を震度6弱～6強に設定（大正12年以降、盛岡市での最大震度は5強）
- 想定災害に基づく本庁舎立地地域（盛岡市）の被害を想定
 - ・ 平成9年度に実施した地震被害想定調査に基づき、本庁舎が立地する盛岡市の被害を想定（死者33人、負傷者479人）
- 想定災害に基づく庁舎等の被害を想定
 - ・ 阪神・淡路大震災の事例を参考に、庁舎・設備等の被害を想定
 - ・ 本庁舎は、平成9年の耐震診断結果を踏まえ、倒壊等はなく、利用可能と想定。ただし、庁舎設備への影響等により一時的に一部の利用が不可能となることを想定し、代替施設を確保することを明記

第3章 非常時優先業務の概要

- 業務継続の基本方針を踏まえ、非常時優先業務の選定基準（業務開始目標時間ごとに実施すべき非常時優先業務の選定の考え方）を設定
 - 【初動段階（発災～3時間）】
 - ・ 体制確立、救助・救援活動支援業務等を選定
 - 【応急段階①（3時間～1日以内）】
 - ・ 道路等の応急復旧や物資等の調達・供給業務など、応急活動の実施及び避難生活の開始に伴い必要となる業務を選定
 - 【応急段階②（1日～3日以内）】
 - ・ 被災者支援や災害廃棄物処理、業務システムの復旧など、避難環境の向上や行政機能回復に必要な業務を選定
 - 【復旧段階①（3日～2週間以内）】
 - ・ 被災者生活再建支援や教育、産業の復興に必要な業務を選定
 - 【復旧段階②（2週間以内～1ヶ月以内）】
 - ・ 発災から1ヶ月程度は通常業務は休止することを基本に、非常時優先業務の実施に支障のない範囲で再開すべき業務を選定
 - 【復興段階（1ヶ月以降）】
 - ・ 上記以外の復興の本格化等に向けた業務を選定
- 非常時優先業務は、上記の選定基準に基づき、各部局等と調整を行いながら選定。その選定結果は別表1及び別表2のとおり。

第4章 災害対策本部の設置・運営及び活動スペースの確保

- 災害対策本部については、県災害対策本部条例や同規程等に基づき、設置・運営することを規定
- 災害対策本部等は以下のとおり設置
 - ・ 災害対策本部（本部員会議開催場所）：本庁舎第一応接室
 - ・ 災害対策本部支援室（設置場所）：本庁舎4-1・4-2 特別会議室
- 庁舎設備への影響等により、一時的に本庁舎の一部の利用が不可能となった場合、災害対策本部及び同支援室は以下の施設に移転・設置
 - ・ 第1順位：盛岡地区合同庁舎
 - ・ 第2順位：地方職員共済組合岩手県支部エスポワールいわて
 - ・ 第3順位：いわて県民情報交流センター（アイーナ）
- 各部局等の活動スペースは各執務室とし、複数部局の連携が必要な場合には、必要に応じ、庁舎内会議室を確保。また、一時的に本庁舎の一部の利用が不可能となった場合は、各部局等が担当する主要な災害応急対策業務を継続していくため、盛岡市内及び周辺市町村に立地する県有施設（※）を指定の上、必要最低限の活動スペースを確保（※）岩手県立大学、アイーナ、環境保健研究センター、アピオ会議場等

第5章 業務継続のための執行体制の確立

- 配備指令の伝達方法等、職員の参集体制等を規定
 - ・ 平成24年2月に本庁舎勤務職員1,452人を対象に行った調査では、発災から1時間で380人(26.2%)、3時間で638人(43.9%)、12時間で746人(51.4%)、1日で906人(62.4%)が参集可能)
- 電話・メール等による職員（家族）の安否確認等の実施方法、事前の対応等を規定
- あらかじめ定められた順位で職務を代行すること等、指揮命令系統の確立を規定

第6章 業務継続のための執務環境の確保

- 災害発生時の本庁舎等の被害想定に基づき、庁舎のほか、電力、上下水道、通信等の設備ごとに現状や課題を整理し、事前又は事後に講ずべき対策、発災時の対応手順を規定
- 各所属は、キャビネットの固定等の執務室内の安全対策等を行うほか、職員は自宅や職場に3日分の食料等の保管に努める
- 来庁者や避難者に対しては、避難場所を確保し対応した後、庁舎周辺の安全が確認され次第、盛岡市指定避難場所へ誘導
- 計画に定めるほか、発災時における対応手順、対応方針等は、岩手県庁消防計画の規定を準用することを規定

第7章 今後の取組

- 災害により各種資源等（庁舎・設備等）に制約が生じることを想定し、短期・中期・長期的に取り組むべき事項を整理
 - 【短期的取組事項】マニュアル整備、保守点検体制等の整備、執務室内安全対策の徹底 など
 - 【中期的取組事項】備蓄品の整備、データバックアップ など
 - 【長期的取組事項】本庁舎等の耐震化検討 など
- 災害時応援協定締結団体等に対する災害対応体制の確保要請等、協定に基づく協力が確実に得られる体制の構築について規定
 - 【民間との協定締結状況（H25.12.31現在）】118団体・126協定
- 市町村における災害時業務継続計画策定、体制確保への助言を規定

第8章 業務継続体制の向上

- 業務継続マネジメント（BCM）による災害時業務継続計画の適切な管理運営を規定

別表1・別表2

- 非常時優先業務の選定基準に基づき、応急業務等の非常時に優先して実施すべき業務を選定・整理
- 選定に当たっては、東日本大震災津波発災時の経験を基に、不急の業務は休止し、真に優先すべき業務に人的資源等を配分できるよう、業務を選定・整理（主な業務は以下のとおり）
 - 【別表1・非常時優先業務（応急業務）選定一覧表】
 - ・ 職員等の安否等確認、執務室被害状況把握、指揮命令系統及び業務実施体制の確立、災害対策本部対応業務（各部局共通）
 - ・ 災害対策本部規程別表2に規定する災害応急対策業務（物資調達供給、道路等応急復旧、市町村支援、災害廃棄物処理、災害時医療等）
 - ・ 優先度の高い災害復旧・復興業務（避難者支援に係る業務等）
 - ・ 上記業務等、400業務を設定
 - 【別表2・非常時優先業務（業務継続の優先度の高い通常業務）選定一覧表】
 - ・ 庁舎等点検・維持管理業務
 - ・ 情報ハイウェイ、防災行政情報ネットワーク等通信設備の点検・維持管理業務
 - ・ 旧松尾鉱山坑廃水中和処理等の休廃止鉱山坑廃水対策業務
 - ・ 医療・福祉提供体制整備、ドクターヘリ運航等業務
 - ・ 公共土木施設、農業水利施設等の点検・維持管理業務
 - ・ 学校経営支援、学校安全管理等業務
 - ・ 庁内外連絡調整、人事、予算、会計、議会等業務
 - ・ 上記業務等643業務（各所属事務分担当掲載の約10,000業務の約7%に相当）を設定